

城南財形住宅預金規定

1. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第7条第2項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第2項第1号AからFまたは第2号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の受入れをお断りするものとします。

2. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用を受け、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に、事業主が預金者の給与から天引きして預入れるものとします。
- (2) この預金には、預入期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口100円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、城南財産形成住宅預金ご契約の証(以下「契約の証」といいます。)を発行し、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

3. (預金の種類、期間)

この預金は、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として受入れるものとします。

4. (自動継続の取扱い)

この契約による期日指定定期預金の継続の取扱いは、次によります。

- (1) 1口ごとの期日指定定期預金は、それぞれの最長預入期限に、その元利金の合計額をもって期日指定定期預金として自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 前項による継続にあたり最長預入期限を同じくする数口の預金がある場合は、最長預入期限にそれらの元利金をまとめて1口の期日指定定期預金として自動的に継続します。継続した預金についても同様とします。

5. (預金の支払方法等)

- (1) この預金の元利金全部の支払は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときに支払います。
- (2) 前項による払出しをする場合には、住宅取得の日から1年以内に、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この契約の証とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類(またはその写し)を当店に提出してください。
- (3) この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高90%を限度として1回に限り支払います。
- (4) 前項による払出しをする場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この契約の証とともに住宅建設工事請負契約書等の所定の書類の写しを当店に提出してください。
また、この場合には、一部払出し後、2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。

6. (利息)

- (1) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- (2) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数に応じ、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

A 1年以上2年未満 当金庫所定の「2年未満」の利率

B 2 年以上 当金庫所定の「2 年以上」の利率(以下「2 年以上利率」といいます。)

利率は当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてその預入日(すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) 当金庫がやむをえないものと認めて満期日前にこの預金を解約する場合および第 7 条第 2 項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第 3 位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6 か月以上 1 年未満 2 年以上利率×20%

③ 1 年以上 1 年 6 か月未満 2 年以上利率×20%

④ 1 年 6 か月以上 2 年未満 2 年以上利率×20%

⑤ 2 年以上 2 年 6 か月未満 2 年以上利率×40%

⑥ 2 年 6 か月以上 3 年未満 2 年以上利率×40%

7. (預金の解約等)

(1) やむをえない事由により、この預金を第 5 条による支払方法によらずに払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店へ提出してください。

この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。

(2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合

8. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. (税額の追徴)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って所定の税率により計算した税額を追徴します。

- ① 第5条によらない払出しがあった場合。
- ② 第5条による一部払出後2年以内に残額を払出さなかった場合。
- ③ 第5条による一部払出後2年以内に住宅取得日から1年を経過して残額の払出しがあった場合。

ただし、預金者の死亡、重度障害等による払出しの場合は除きます。

10. (差引計算等)

(1) 第9条2号の事由が生じた場合には、当金庫は事前の通知および所定手続きを省略し、次により税額を追徴できるものとします。

- ① 第9条2号の事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税額を追徴します。
- ② この預金の解約元利金が増徴税額に満たないときは、直ちに当店に支払ってください。

(2) 前項により解約する期日指定定期預金の利率はその約定利率とします。

11. (退職時、転職時等の取扱い)

(1) 預金者が、退職、役員昇格等(以下「退職等」といいます。)により勤労者でなくなった場合には、この預金は、第3条および第4条にかかわらず次により取扱いします。

- ① 当該理由の生じた日(以下「退職等の日」といいます。)において、預入日(継続したときは最後の継続日)から2年を経過していない預金については、第3条の規定にかかわらず、退職等の日の1年後の応当日に最長預入期限が到来したものとします。
- ② 退職等の日において、預入日(継続したときは最後の継続日)から2年経過している預金については、預入日の3年後の応当日を最長預入期限とします。
- ③ 退職等の日以後、最長預入期限(前2号で定める最長預入期限を含みます。)における自動継続を停止します。

(2) 預金者が転職、転勤、出向により財形住宅貯蓄契約に基づく、この預金の預入ができなくなった場合には、当該事実の生じた日から2年以内に所定の手続きにより、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

12. (非課税扱いの適用除外)

この預金の利息について、次の各号に該当したときは、その事実の生じた日以後支払われる利息については、非課税の適用は受けられません。

- ① 第2条第1項ならびに第2項による以外の預入があった場合。
- ② 定期預入が2年以上されなかった場合。
- ③ 非課税貯蓄申込書の預入限度額を超えて預入があった場合。

13. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

(1) この契約の証や印章を失ったとき、または印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当金庫

所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

13-2. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

15. (譲渡、質入の禁止)

- (1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの契約の証とともに当店に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する精算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第 1 項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上